

令和元年度第1回岐阜県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 日 時 令和元年9月12日(木)10:00~12:15

2 場 所 岐阜県庁2階 大会議室

3 出席者 委員17名、オブザーバー2名、事務局11名(別紙参照)

4 議 題

(1)「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の取組状況について

報 告

(1)第3期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査の実施について

(2)障がい者の社会参加に向けた取組状況等について

- ・福祉友愛アリーナの開設について
- ・令和2年度障がい者芸術活動の推進施策について
- ・ヘルプマークサポーター制度について

5 議事要旨 (○印:委員、●印:事務局)

<議題>

1 「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の取組状況について

○ 共生社会を目指す観点から県に取り組んでもらっているが、障がいの特性によって格差があり、福祉サービスの手が届かないところがある。岐阜県ボランティア・市民活動フェスティバルにおいて啓発してもらっているが、私どもがイベントを組む時にボランティアに来る人がいない。重い障がいに対して理解されているのか。ボランティア研修や障がいに対する理解を図ることを考えてもらいたい。

また、入所施設はなくしてはいけない。入所施設で命が助かり、家族も助かり、人間として成長しており、一番大事なところである。自閉症と知的障がいを重複して持った者の大変さが理解してもらえないため、入所施設に関する研修会を行ってほしい。

● ご指摘いただいたボランティアについては、従来より県発達障害者支援センターにより支援させていただいているが、障がいの特性を理解するよい機会であると考えている。一般のボランティアについて部内の他課でも普及啓発を行っており、障害福祉課においても障がいのある方への理解促進を図る取り組みを行っている。今後も普及啓発活動を進めながら、少しでもご協力いただけるような形で検討していきたいと考えている。

- 子どもに障がいがあって自立できない、あるいは一般就労できない子どもと親が同居で入所したいというケースがある。その子どもはどの手帳も持っていないが、同居で入所できる施設はあるか。
- 親と同居を前提とした障がい福祉サービスは、現行制度にはない。そのようなニーズが多いようであれば、国へ制度の変更を要望することを検討する必要がある。
- ぜひ制度の見直しを国へ要望していただけたらと思う。
- 精神障がい者の家族にも「同居できるグループホームはないものか」という声があり、岐阜県だけではないと思われる。ニーズが多ければ国へ要望するべきである。
- 昨年からの残業上限時間の厳格化、有給休暇の取得、同一労働同一賃金といった働き方改革に国が取り組んでいるが、入所施設やグループホームのような居住系サービスでは夜勤があり、人材確保がかなり難しい。職員の確保ができないと支援の水準が下がったり、事業そのものを縮小することにつながりかねない。働き方改革は大事なことだが、併せて福祉人材の確保に積極的に施策を展開しないといけない。

また、防災計画を策定したり、要支援者の名簿を作成するなど災害対応が進んでいるが、互いに支え合う「支援力」も大切だが、災害時に助けを求める「受援力」が必要である。そのためにも地域のイベントに参加したり、防災訓練に参加するなど、地域の親同士のネットワークを築くことも大切である。
- 福祉人材の確保について、中学校や高等学校を訪問して、福祉の仕事について理解を深める啓発活動を行うなど取り組んでいるところである。一方では、離職という問題もあり、職場定着に向けても取り組んでいく必要があると感じている。
- 福祉避難所について、個別なケースの受け入れについて検証を重ねていただきたい。また、先日の台風豪雨の際、障がい者が早めに一般避難所に避難したが開いていなかったり、車いすでは入れない事例があった。福祉避難所だけでなく、一般避難所を受け入れ先にするためのバリアフリー化などの検討を進めていただきたい。

また、岐阜県障がい者総合就労支援センターにおける相談支援体制はどのようになるのか。さらには昨年度の相談内容において、改善したことや継続して働けたような事例を教えていただきたい。
- 福祉避難所について、42市町村すべてに指定されているが、市町村の取り組みには温度差があり、現在、市町村への実態調査を行っているところである。今後は調査結果を踏まえ、課題のある市町村に対して個別に訪問し、指導して充実に向け取り組んでいきたいと考えている。

- 一般避難所の鍵の管理を含めて適正な管理を市町村にお願いしていきたい。また、一般避難所のバリアフリー化は重要だと考えており、今後個別に市町村を訪問する際に働きかけていきたい。
- 岐阜県障がい者総合就労支援センターの概要について、障がい者雇用企業支援センター及び清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせが移転して入居する予定である。また、障がい者職業能力開発校を新設し、相談から訓練、就職のマッチング、職場の定着支援までを1か所に集約して一体的に行っていきたいと考えている。また、職業紹介機能を付加できないか検討しているところである。
- 直接相談を受ける職員は、清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせの職員になるのか。
- 清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせの職員だけでなく、障がい者雇用企業支援センターの職員も相談を受けることになる。
- 新たに岐阜県の職員を配置して相談を受けるのではなく、2つのセンター職員が担当することになるのか。
- その通りである。加えて、職業紹介については、岐阜県が職員を配置する方向で検討しているところである。
- ぜひお願いしたいと思う。
また、相談事例について、様々なことがあると思うが、良い事例もあると思う。相談支援機関が尽力してくれていることが伝わってくるので、できる限り中身を教えていただきたい。
- 好事例をどのようにアピールするのか、という意見であり、その点を検討していただきたい。
- 過去には大学を卒業して就職しても途中でダメになる事例があった。就職してうまくいかなくなった時に対応してもらわないと非常にまずい。知的、精神、自閉症はみんな繋がっている。岐阜県では発達障がいの診断書がある場合はIQ85以下で療育手帳を交付されるが、愛知県ではIQ75以下であるなど基準が全国で異なっている。雇用の相談において、個人の能力の有無も大事であるが、こういったことを念頭に置きながらリカバリーして継続して働けられるようにしていただきたい。
また、災害時に薬を手に入れられるよう、発達障がいのことを分かっている児童精神科の先生たちを災害時の支援者の中に加える必要がある。災害時には非常に困難な思いをすることになると思われるため、その点を検討していただきたい。

○ 支援の受けにくい方が働き続けられるような役割を新たな岐阜県障がい者総合就労支援センターの中でもご検討いただきたいというご意見であった。また、後半は、災害時における医療部分について、日常薬を服用している方が多数おられ、災害時に避難した際にも薬を入手できるような仕組みをどこかで確保する必要があるというご意見であった。この点も県にはご検討いただきたい。

○ 第2期岐阜県障がい者総合支援プランが終了した後の道筋を立てているのか。ヘルプマークの普及促進や情報環境の整備などに取り組んでいるが、それを具体的に、実践的にチェックして欲しい。

また、地域生活移行に関する目標数値について、国の基本指針とは異なり県独自に設定したとあるが、現状を優先して高い目標を設定しなかったというのではなく、国の目指す方向に基づいた目標をいまは達成できないから岐阜県ではこういった地域移行の取り組みを行うといった設定でも良いのではないか。

さらには、他の委員も発言されていたが、地域社会で就職することについて、重度の電動車いすの学生などは就職できないているが、ある障がい者は、弟から骨髄移植を受けて病状が徐々に回復し、午前はスーパーで働き、午後は社会福祉士として働くなど社会復帰した事例もある。こういった事例は当事者に対して大きな影響力を与えるため、地域社会で活躍する障がい者が脚光を浴びる場を作って欲しい。

○ たくさんのご意見をいただいたが、すべてに答える時間がないため、答えられる範囲でお願いしたい。

● 障がい者総合支援プランは、長期的な計画ではなく、3年間と短期的な計画である。このプランに基づき、毎年度の進捗状況を報告させていただきながら、各所属において施策ごとにチェックして取り組んでいるところである。現在のプランが終了するまで、障がい者の皆様からのニーズを踏まえて新しいプランを策定しなければならないと考えている。

また、地域生活移行の目標値については、岐阜県の現状では、施設入所者数がプラン策定時には入所の待機者が大変多く、定員数を削減する時期ではなかったことから現状維持とし、この数値目標に付随して地域生活移行の目標値を低く設定したものである。

○ 必ずしも完璧な地域移行ではなく、地域生活をしているという取り組みを別に考えていただければ良いと思う。

● 県では市町村による地域生活支援拠点の整備促進を図るなど、障がい者の地域生活移行に向けた取り組みを行っており、地域全体で障がい者を支援する仕組みが県下全域に広がれば、と考えている。

<報告>

Ⅰ 第3期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査の実施について

- 聴取調査を行う相談支援専門員は、身体障害者相談員や知的障害者相談員のことなのか。また、精神障がい者は在宅が多いが、どこまで調査してもらえるのか。
- 今回の調査における相談支援専門員は、市町村が指定する身体障害者相談員や知的障害者相談員ではなく、障がい福祉サービスをご利用いただく際に計画を作成している方が担うものであり、現在サービスを利用されている方が将来的にどのような思いを持っておられるかという観点で調査するものである。その調査対象者には、サービスを利用されている身体障がい者だけでなく、知的、精神も含まれており、障害の程度など区別なく3,000名の方を抽出するものである。
- 意思疎通が難しい障がい者もいるが、障がい者との意思疎通に精通した相談支援専門員はどのように選ぶのか。
- 相談支援専門員は、国が指定した研修を受講された者であり、障がい福祉サービスの計画相談支援を行っている事業所の職員である。普段から障がい者と接してコミュニケーションをとっている方である。
- 普段から接している方が調査するのであれば障がい者本人も安心だと思う。
- 障がい福祉サービスを利用している障がい者だけが調査対象となるのか。障害者手帳を持っているのにサービスを利用していない方が対象とならないのはなぜか。
- 障害者手帳を保有している方には、将来的にサービスを利用されたいと思う方もいるが、まずは現在利用されている方が将来的にどのような利用を想定しているのかを把握する必要があると考えた。現在、岐阜県内で障害者手帳を保有する方は12万人おり、そのうちサービスを利用されている方は13,000人程である。本来であればサービスを利用されていない方にも調査するとよいが、そこまでは対象にすることは難しいものである。
- サービスを利用していればニーズも分かるが、利用せずに孤立している方も結構おり、そういった方は問題も抱えているため、何かの機会にぜひ検討してもらいたい。
- 特別支援学校に通う障がい児に対する調査は、すでに開始しているのか。
- まだ調査開始しておらず、これから実施する予定である。

- これから学校を通じて調査するということが、調査人数2,500人は在籍する生徒を網羅する規模であり、生徒の保護者にご協力いただいて多くの回答が集まるとよい。
- 親亡き後の生活を考えると親は相当の不安を持っているが、まず学校を卒業した後が第1回目の不安である。現在は学校の先生の指導を受けられるので親も安心であるが、学校を卒業した時に親子が社会に放り出されるような恐怖を持っている。どのようなサービスを受けられるのか自分で調べている親は少なく、孤独になってしまうことが多い。行政が色々な施策を行って支援しているが、末端の親まで情報が届いていないということが現状であると思う。行政の取り組みを県民が分かるようにしてもらい、必要なサービスを受けられるようにしてほしい。親は子どもをおいて死んでいくことが怖いと思っているため、今回のニーズ調査を行い、親の不安が少しでも軽減するように取り組んでもらいたい。
- 精神障がい者の家族も同じである。親亡き後の問題は、喫緊の課題である。8050問題もあるが、家族の老齢化が進んでいる。以前はずっと病院に入院していたが、現在は薬を服用したりして地域で生活したりしているが、そこからなかなか外に出られない方が多い。何かの機会に障がい者への家族に対しても重点的に調査を行ってほしい。
- ニーズ調査の対象者を偏りなく抽出してマイノリティの声を拾えるように工夫していただけると良いと思う。

2 障がい者の社会参加に向けた取組状況等について

質問・意見なし

3 その他意見交換

- 発達障がい児の進路について相談を受けることがある。高等特別支援学校に入学するためには療育手帳を持っていることが必要ということではよろしいか。また、就労に向けた教育に重きを置いた岐阜清流高等特別支援学校では生徒の特性に合わせた支援がどのようになされているのか。また、西濃高等特別支援学校について、岐阜清流高等特別支援学校とはどのように違い、どういうことを目指して教育しているのか教えていただきたい。
- 高等特別支援学校は、療育手帳を所持している軽度の知的障がいの方を対象としており、一般就労を目指した教育を進めている。生徒の特徴に合わせた支援の在り方については、カリキュラムということではなく、一人一人の状況に応じて配慮しなければならないと考えている。また、岐阜清流高等特別支援学校と西濃高等特別支援学校は、地域の特徴に合わせた学習活動の工夫などがなされることもあるが、高等特別支援学校としての大きな違いはない。

- 親さんたちと関わっている医療側にもそういった正確な情報を提供してもらえるとありがたい。
- 制度の上では、療育手帳を持っていないと高等特別支援学校に入学することができないため、協会員の中には華陽フロンティア高等学校などに通学している者もいる。もし現在の制度を変更することがあるならば、きちんと根拠を示して欲しいと思う。
- 福祉事業所や施設の最大の課題は、人材不足である。これからニーズが増えてくると思うので、何とか知恵を出しあって、最低でも現状を継続できるように頑張る正念場だと思う。
- この会議においても数年前から人材確保をいかに進めるかを話し合ってきた。人材なくして福祉サービスの充実や発展は考えにくいいため、ニーズを掘り起こすと同時に、どのように人材を確保して現状を維持していくのか考えなければならない。
- 県からプランの取り組み状況を示してもらったが、当事者や当事者団体がどのように活動していくのか問われているのではないと思う。障がい者週間を中心に街頭で啓発活動に参加したことがあるが、見向きもしてくれない人がほとんどであった。これは仕方がないかなと思っている。障がい者への差別解消に向けて、行政だけではなく当事者団体も努力していかなければならないと思う。
- 一般就労に向けた農福連携は、特別支援学校を含めて重要な取り組みであるが、農業に参入しようとするすると様々な障壁がある。農政部局との横断的な対応ができないと前に進めることは難しい。今後の課題認識がもしあるならば教えてほしい。
- 農政部局と福祉部局との連携は必要だと考えており、障がい者の就農支援に関する事業を県農畜産公社に委託している。また、農政部局と連携するための会議にも参加して事業を進めているところである。福祉の側では、障がいをお持ちの方も色々な特性を持っており、長時間働けない方がいらっしゃる中で一定の作業量をこなさなければならないなどの問題がある。一方で農業の側では、どの作業を切り出して良いのか分からないといった問題があり、双方で色々と課題がある中で1つ1つ対応しながら農福連携を進めていきたいと考えている。
- 第3期のプラン策定に向けたニーズ調査について、福祉施設に就労の状況を聞いてもらえるとありがたい。65歳以上の方が就労しても2週間ほどで辞めた事例もある。65歳以上の男性が色々な福祉施設に入って、入浴やおむつ介護などができるようなイメージチェンジをしないといけない。これから後期高齢者が増える中で65歳未満の人口割合が減っていく状況にある。65歳以上の男性の福祉施設への就労に向けた具体的な施策をとってほしい。

- 多数の意見を出していただいた。事務局で精査し、今後に向けて対応していただくようお願いしたい。